

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月20日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第13号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成 9 年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 3（第21条、第25条関係）			別表第 3（第21条、第25条関係）		
名称	位置	1 区画当たり使用料月額	名称	位置	1 区画当たり使用料月額
略			略		
栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内 3,100円 屋外 <u>2,200円</u>	栄町 県営住宅駐車場	唐津市	屋内 3,100円 屋外 <u>2,300円</u>
和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,600円</u>	和多田 県営住宅駐車場	唐津市	<u>1,700円</u>

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。